別紙５

競争参加資格に関する誓約書

　年度後半における集中的な就職面接会開催事業に係る入札に参加するに当たり、以下の事実に相違がないこと及び事実に相違があった場合には速やかに通知することを誓約します。

１　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

２　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

３　平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。※等級は予定価格により決定すること。

４　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

５　次に掲げる全ての事項に該当する者であること。

なお、法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア　入札書の提出期限時点において、過去５年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書の提出期限時までに是正を完了しているものを除く。）

イ　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険④国民年金⑤労働者災害補償保険⑥雇用保険

注） 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

ウ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

エ　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

オ　入札書の提出期限時から過去3年間において、上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。具体的には、法令等違反により送検された者ではないこと。

カ　入札書提出期限から過去３年以内に開催された、求人企業20社以上又は求職者200人以上が参加した就職面接会の運営実績を有する者であること。

６　次の事項に該当する者でないこと。

ア　資格審査書類又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

イ　経営の状態又は信用度が極度に悪化している者。

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　住所（又は所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　社名又は代表者名